

写

29 消安第 6850 号

29 生畜第 1499 号

平成 30 年 3 月 30 日

平成 29 年度に関税割当てを受けた
配合飼料製造事業者及び関係団体 宛

農林水産省

消費・安全局畜水産安全管理課長

生産局畜産部飼料課長

薬剤耐性対策に伴う関税定率法施行規則別表第 1 号下段に定める飼料規格
の見直しについて（周知）

農林水産省では、薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン（平成 28 年 4 月「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」決定）に基づく取組みとして、平成 29 年 3 月に抗菌性飼料添加物に関するリスク管理措置策定指針を定め、人の健康への悪影響が無視できないと評価された抗菌性飼料添加物は原則として飼料添加物の指定を取り消すこととしており、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について」（平成 29 年 12 月 28 日付け 29 消安第 4994 号）により周知している通り、平成 30 年 7 月 1 日より、硫酸コリスチン等の抗菌性飼料添加物を含む飼料について使用等を禁止することとしました。

このような中、子畜（哺育期の牛・豚）用の配合飼料の原料となる脱脂粉乳及びホエイ（以下「脱脂粉乳等」という。）については、関税暫定措置法において、関税割当制度が設けられ、食品への流用防止措置を講じることを条件として、割当数量内の税率は無税とされています。

具体的には、流用防止措置として、製造された子畜用配合飼料は関税定率法施行規則別表（以下「規則別表」という。）に定める規格を備えるよう規定されていますが、このうち規則別表第 1 号下段において、従前、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 1 の（1）の表に掲げる抗菌性飼料添加物を含むことが定められていたところです。

平成 30 年度関税改正において、薬剤耐性対策を進める観点から、今後、抗菌性飼

料添加物の添加によらず、食品への流用防止措置を講ずるため、規則別表第1号下段に基づく規格を見直すこととされました（別紙：平成30年4月1日施行予定）。

このため、脱脂粉乳等について、飼料添加物を定める件（昭和51年農林省告示第750号）により定められた飼料添加物であって、食品衛生法（昭和23年法律第233号）第10条の規定により使用が禁じられている添加物を添加することにより、食品への流用防止を図ることとしたところです。

これにより、下記の飼料添加物のいずれかを含む子畜用配合飼料のみが今般の見直し後の規格を備える配合飼料となりますので、貴会会員（組合員）に周知^{*}の上、適正な配合飼料の製造販売等に努められますようお願いいたします。

記

塩化コリン

炭酸コバルト

炭酸マンガン

ペプチドマンガン

ヨウ化カリウム

ヨウ素酸カリウム

ヨウ素酸カルシウム

硫酸コバルト（乾燥）

硫酸コバルト（結晶）

硫酸マンガン

エトキシキン

※ 個別の配合飼料製造事業者宛については、「御了知」とする。

○別紙 関稅定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1204 208 1316 1120" style="text-align: center;">別表（第二条関係） 配合飼料</td> <td data-bbox="236 208 1204 1120"> <p>一 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の三〇%以上のもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 208 1204 1120" style="text-align: center;">配合割合</td> <td data-bbox="236 208 949 1120"> <p>フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉（魚荒かすを含む。以下この表において同じ。）、フィッシュソリユブル又はフィッシュソリユブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の二%以上であること。</p> <p>色素（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる食用青色一号又は食用青色二号に限る。以下この表において同じ。）の含有量が全重量の〇・〇〇一二%以上であること。</p> <p>飼料添加物を定める件（昭和五十一年農林省告示第七百五十号）により定められた飼料添加物（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の（一）の表に掲げる飼料添加物を除く。）であつて、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条により使用が禁じられている添加物を含むこと。</p> </td> </tr> </table>	別表（第二条関係） 配合飼料	<p>一 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の三〇%以上のもの</p>	配合割合	<p>フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉（魚荒かすを含む。以下この表において同じ。）、フィッシュソリユブル又はフィッシュソリユブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の二%以上であること。</p> <p>色素（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる食用青色一号又は食用青色二号に限る。以下この表において同じ。）の含有量が全重量の〇・〇〇一二%以上であること。</p> <p>飼料添加物を定める件（昭和五十一年農林省告示第七百五十号）により定められた飼料添加物（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の（一）の表に掲げる飼料添加物を除く。）であつて、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条により使用が禁じられている添加物を含むこと。</p>
別表（第二条関係） 配合飼料	<p>一 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の三〇%以上のもの</p>				
配合割合	<p>フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉（魚荒かすを含む。以下この表において同じ。）、フィッシュソリユブル又はフィッシュソリユブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の二%以上であること。</p> <p>色素（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる食用青色一号又は食用青色二号に限る。以下この表において同じ。）の含有量が全重量の〇・〇〇一二%以上であること。</p> <p>飼料添加物を定める件（昭和五十一年農林省告示第七百五十号）により定められた飼料添加物（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の（一）の表に掲げる飼料添加物を除く。）であつて、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条により使用が禁じられている添加物を含むこと。</p>				
改 正 前	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1204 1120 1316 2038" style="text-align: center;">別表（第二条関係） 配合飼料</td> <td data-bbox="236 1120 1204 2038"> <p>一 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の三〇%以上のもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 1120 1204 2038" style="text-align: center;">配合割合</td> <td data-bbox="236 1120 949 2038"> <p>フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉（魚荒かすを含む。以下この表において同じ。）、フィッシュソリユブル又はフィッシュソリユブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の二%以上であること。</p> <p>色素（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる食用青色一号又は食用青色二号に限る。以下この表において同じ。）の含有量が全重量の〇・〇〇一二%以上であること。</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の（一）の表に掲げる飼料添加物を含むこと。</p> </td> </tr> </table>	別表（第二条関係） 配合飼料	<p>一 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の三〇%以上のもの</p>	配合割合	<p>フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉（魚荒かすを含む。以下この表において同じ。）、フィッシュソリユブル又はフィッシュソリユブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の二%以上であること。</p> <p>色素（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる食用青色一号又は食用青色二号に限る。以下この表において同じ。）の含有量が全重量の〇・〇〇一二%以上であること。</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の（一）の表に掲げる飼料添加物を含むこと。</p>
別表（第二条関係） 配合飼料	<p>一 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の三〇%以上のもの</p>				
配合割合	<p>フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉（魚荒かすを含む。以下この表において同じ。）、フィッシュソリユブル又はフィッシュソリユブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の二%以上であること。</p> <p>色素（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる食用青色一号又は食用青色二号に限る。以下この表において同じ。）の含有量が全重量の〇・〇〇一二%以上であること。</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の（一）の表に掲げる飼料添加物を含むこと。</p>				

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔略〕

〔同上〕

写

29 消 安 第 6850 号

29 生 畜 第 1499 号

平成 30 年 3 月 30 日

各地方農政局等消費・安全部長
生産部長
北海道農政事務所消費・安全部長
生産経営産業部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 宛

(農林水産省) ※消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局畜産部飼料課長

薬剤耐性対策に伴う関税定率法施行規則別表第 1 号下段に定める飼料規格
の見直しについて (周知)

このことについて、別添のとおり、配合飼料の原料となる脱脂粉乳及びホエイ
(以下「脱脂粉乳等」という。) について、平成 29 年度に関税暫定措置法に基づ
く関税割当てを受けた配合飼料製造事業者及び関係団体に通知をしましたので、
御了知いただくとともに、管内の都道府県に対し、新たに脱脂粉乳等の関税割当
てを希望する配合飼料製造事業者からの問い合わせなどの際の参考とするよう周
知願います。

※ 内閣府沖縄総合事務局宛てには、括弧書きを付す。

※ 別添に平成 29 年度に関税割当てを受けた配合飼料製造事業者及び関係団体
宛通知を添付。